

専 門 部 会 報 告 書【P T A・地域部会】

宍粟市学校規模適正化山崎南中学校区協議会

会 長 西 明 寺 正 己 様

P T A・地域部会

部会長 大前 貴之

P T A・地域部会の協議経過及び結果について報告する。

令和6年12月10日

1. 部会における検討事項

検討事項	協議完了	協議中	備 考
P T A組織	○		
P T A年間行事	○		
P T A会費	○		
P T A予算		○	
P T A規約	○		
P T A名簿	○		
その他P T Aに関すること		○	

2. 部会における協議状況について

(1) 部会開催日

令和6年11月5日（火）午後7時00分～ 戸原小学校会議室

(2) 協議及び確認内容

- ・ 予算、会費について

1 子家庭月額350円 2 子以上家庭月額450円

- ・ 規約の編制について

- ・ 初年度役員の編制について（令和7年度役員の選出方法）

会長・副会長候補を1月中に選出する。

- ・ 現年度P T A会計の扱いについて

3. 今後の予定について

- ・ 年間事業計画案
- ・ P T A慶弔規定

山崎南小学校PTA規約

第一章 名称及び所在地

- 第1条 本会は、山崎南小学校PTA（以下「本会」という）と称し、所在地を宍粟市立山崎南小学校（兵庫県宍粟市山崎町御名20-2）、事務局を同小学校内に置く。

第二章 目的

- 第2条 本会は、山崎南小学校における児童の健全な成長と教育の振興を目的とし、会員間の連携を保持し研修に務め、教育諸条件の向上を図る。

第三章 方針

- 第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉を受けない。
 - 2 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為はおこなわない。
 - 3 本会または本会の役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4 学校の人事その他管理に干渉しない。

第四章 活動

- 第4条 本会の目的を達成するため、以下の専門部を置き、次の活動を行う。
- 1 研修部 会員の研修に関する事項の立案、計画、実施
 - 2 体育部 会員の親睦、体力づくりと児童の体力増強、保健安全に関する事項の立案、計画、実施
 - 3 育成部 校外生活指導、健全育成、児童福祉の推進、環境整備に関する事業の立案、計画、実施
 - 4 給食部 学校給食に関する事業への参加、食に関する児童の健康増進事業の立案、計画、実施

第五章 会員

- 第5条 本会は、山崎南小学校児童の保護者またはこれに代わる者および教職員をもって組織する。
- 2 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、子の卒業や転校または勤務校の異動等によって会員資格を失う者は、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

- 第6条 本会の会員は、山崎南中学校区連合PTA、宍粟市連合PTA、兵庫県及び

日本PTA全国協議会の会員となる。

第六章 会計

第7条 本会の経費は、会費、寄付およびその他の事業収入をもってこれに充てる。

第8条 会費は、児童1人の家庭は月額350円、2人以上の家庭は月額450円とする。教職員は月額350円とする。

第9条 会費は、原則として年2回に分け、前期は5月、後期は10月に納入することとする。なお、納入方法はPTA細則において定める。

第10条 この会の資産は、第二章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第11条 本会の予算及び決算は、理事会の決議を経て総会の承認によって効力を発揮する。また、決算は会計監査を経て総会に報告されるものとする。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 役員

第13条 本会には次の役員を置き、理事の中から選出する。ただし、監事及び顧問においてはこの限りではない。

- 1 会長 6年生会員より1名
- 2 副会長 6年生会員より1名
- 3 会計 2～5年生理事より1名、会計補佐として校長の推薦により学校職員1名をあてる。
- 4 専門部長・副部長 2～5年生理事より選出し、研修・体育・育成の各部には部長1名、副部長1名をおく。給食部については部長1名をおく。
- 5 理事 学級理事を各学級2名ずつおく。
地区理事を各地区2名以内おく。
- 6 監事 1名
- 7 庶務 学校職員より校長の推薦により1名をあてる。
- 8 顧問 若干名置くことができる。
- 9 本部役員 会長、副会長、専門部正副会長、会計をもってこれにあてる。

第14条 この会の役員は、次の方法により選出する。

- 1 理事
 - ・学級理事 学級の保護者の公選により選出する。
 - ・地区理事 各地区ごとに選出する。
- 2 会長・副会長
会長・副会長は会員の中から選出し、総会の承認を受ける。なお、会長、副会長が地区理事候補から選出された場合、該当の地区は新たな地区理事

を選出する。

3 専門部長・副部長・会計

専門部長、副部長、会計は理事候補の中から理事会において選出し、総会の承認を受ける。

4 監事 前年度会長がこの責を負う。

5 庶務・会計補佐

庶務・会計補佐は、職員の中より校長が推薦し、会長が委嘱する。

6 顧問 必要に応じて会長が委嘱する。

第15条 役員の任務は、次の通りである。

1 会長は、会を代表し、会務を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

3 本部役員はPTA諸行事の原案を作成する。

4 理事は役員会を構成し、必要な事項を協議する。

5 各専門部会は、専門部の活動を推進する。

6 会計は、すべての会計事務をする。

7 監事は、会計の監督にあたる。

8 庶務は会長の指示に従い、事務を処理する。

9 顧問は、会長の求めに応じて助言をする。

第16条 本会役員の任期は、1年とする。

1 会長、副会長職は役員に再任されない。

2 学級理事については、1子につき1回学級理事をすれば再任されない。

3 地区理事は、再任を妨げない。

4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間をもってこれにあてる。

第八章 会議

第17条 総会は、毎年4月または5月上旬に開催する。ただし、必要あるときは、理事会の承認を経て随時これを開くことができる。

第18条 総会の成立は、会員数の3分の1とする。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 理事会は、会長が必要と認めた時または理事の4分の1以上の要求があった時に行う。

第20条 本部役員会は、会長が必要と認めた時に行う。

第21条 専門部会は、その部を構成する委員が必要と認めた時、会長にその旨を伝えて適宜実施できる。

第九章 付則

第22条 本規約の改廃は理事会において審議し、総会において出席者の過半数

の賛成によりおこなうことができる。

第23条 この会の発展に顕著な功績があると認めた者に対し、会長は理事会の承認を経て感謝状を贈ることができる。他の慶弔については、別途これを定める。

第24条 この規約は、令和7年4月1日より施行する。